

漁業共済の体系

漁業共済の種類	対 象	
漁獲・特定養殖共済 生産金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	第1号漁業	採貝・採藻業 (わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわび)
	第2号漁業	漁船漁業 (まき網、さんま棒受網、敷網、船びき網、ほたて貝けた網、底びき、太平洋さけます流し網、すけとうだら刺し網、刺し網、すけとうだらはえ縄、ふぐあまだいはえ縄、いか釣り、かつお・まぐろ、釣り、かにかご、その他、小型合併) 定置漁業 (小型定置、さけ定置、大型定置)
	特定養殖業	のり等養殖業 (のり・もずく) わかめ養殖業 こんぶ養殖業 真珠母貝養殖業 ほたて貝等養殖業 (ほたて貝・とり貝・えぞいしかげ貝・ひおうぎ貝) 特定かき養殖業 くるまえび養殖業 うに養殖業 ほや養殖業
養殖共済 養殖水産動植物の死亡、流出等による損害を補償 (物損保険方式)	貝類	かき養殖業 1・2年貝真珠養殖業
	魚類	1～3年魚はまち養殖業 1～3年魚たい養殖業 さけ・ます養殖業 1年魚ふぐ養殖業 (※) 2・3年魚ふぐ養殖業 1～3年魚かんぱち養殖業 1～3年魚すずき養殖業 2・3年魚ひらまさ養殖業 まあじ養殖業 1～3年魚しまあじ養殖業 2～5年まはた養殖業 (※) すぎ養殖業 (※) まさば養殖業 (※) 2～5年魚くろまぐろ養殖業 2～4年魚めばる養殖業 (※) かわはぎ養殖業 (※) ひらめ陸上養殖業 (※) うなぎ養殖業 ※疾病による死亡は補償対象外 (法第115条第3項、令第20条第2項)
漁業施設共済 供用中の養殖施設や定置網等の損壊等による損害を補償 (物損保険方式)	養殖施設	浮流し式養殖施設 はえ縄式養殖施設 くい打ち式養殖施設 いかだ 網いけす
	漁具	定置網 まき網